

新型コロナウイルス感染症リスクに関する同意書

平素より、大変お世話になっております。

当大会では、新型コロナウイルス感染症の対策につきまして、大会独自のガイドラインを策定致しました。

今後もコロナウイルスとの共存はしばらく続いてゆくことが考えられますが、運営事務局と致しまして、万全なる予防と対策を講じた上で、大会運営を行う所存です。

尚、できる限りの予防と対策を講じた上での大会運営を行って参りますが、現時点で新型コロナウイルス感染症への感染リスクをゼロにする事は困難な状況であります。

新型コロナウイルスと共存していく為に、参加クラブの皆さま、選手・保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠となりますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。

▶本同意書は、大会運営を行う際、参加クラブ・参加選手（保護者・その他ご家族）双方にとって感染リスクがある事をご承諾いただいた上で大会へのご参加をお願いするものです。

***別紙の同意書にサインをお願い申し上げます**

本同意書は、新型コロナウイルスへの感染リスクがあることを承諾した上で、大会参加に同意します。また感染リスクを含むあらゆるリスク、損失において大会に参加されるクラブ・選手本人及び保護者の皆様ご自身の自己責任であることに同意します。大会参加者より感染者が発生した場合、保健所等の関係機関への個人情報の開示に同意致します。

* 上記目的以外での個人情報の開示は行いません

【旅行条件のご案内（要約）】

この旅行は、株式会社R.project（以下「当社と云う」）が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」と云う）を締結する事になります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービスの提供を受ける事ができるように手配し、旅程管理をする事を引き受けます。旅行契約の内容・条件は各コース毎に明示した条件の他、下記条件及び当社の旅行業約款によります。

1、旅行の申込み及び旅行契約の成立

- (1) 所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱います。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (3) お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受理をもって契約の成立となります。
- (4) 申込金（おひとり様）はコース毎に記載した金額又は旅行代金の20%相当額（但し百円未満は切り捨て）となります。

2、旅行代金のお支払い期限及び旅行代金の適用

- (1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前までにお支払い下さい。
- (2) コース毎に特に注釈がない場合、旅行出発日現在満12歳以上は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満の方は、こども代金になります。

3、旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- (1) 旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。
- (2) 旅行日程に明示されていない個人的な飲食料金及び税金、サービス料、チップは含まれません。

4、旅行契約内容及び旅行代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。
- (2) 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。
- (3)（お客様の交替）お客様は当社の承諾を得て所定の手数料をお支払いいただく事により、交換する事ができます。

5、お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様のご都合で旅行契約を解除される場合は下記の取消料をお支払いいただきます。
お取消しの連絡は、旅行の申込みを受けた販売店の営業時間内にのみお受けします。
- (2) 当社の責任とならない口上の手続き上の事由による取消しの場合も下記取消料をいただきます。
- (3) 下記の場合は、取消料はいただきません。
 - ① 旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた時。
(a) 旅行開始日又は終了日の変更。(b)観光地、観光施設、その他の目的地の変更。(c) 運送機関の種類又は運送会社の変更。
 - ② 旅行代金が増額された場合。
 - ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
 - ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となった時。

6、当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。（一部例示）

- (1) 旅行代金が所定期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料を違約料として戴きます。
- (2) 参加者が最少催行人員（パンフレット記載の人員）に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日より前に通知します。
- (3) 申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

7、当社の責任及びお客様の責任

- (1) 当社は、当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償します。（お荷物に係する賠償限度額は15万円）但し天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国の規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。
- (2) 当社はおお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

8、特別補償

当社はおお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

[国内旅行傷害保険加入のおすすめ]

上記補償では、傷害・治療等については十分な補償がありません。安心して旅行をしていただく為に、別途「任意保険」を掛けられるようお勧めします。

9、旅程保証

旅行日程に5.(3)-①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、追加代金を含めた代金額です。

10、特別な配慮の申し出

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行条件書」の「3. お申し込み条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

■個人情報の取扱いについて【株式会社R.project】

●当社は、旅行申込みの際に提出された申込みに記載された個人情報について、お客様と連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービスの受領手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

その他（1）当社及び当社と提携する企業の商品やその他、キャンペーンのご案内。（2）旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。（3）アンケートのお願い。（4）特典サービスの提供。（5）統計資料の作成。にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

旅行企画実施：株式会社R.project

〒262-0021 千葉県千葉市花見川区花園町1035

一般社団法人全国旅行業協会 正会員 観光庁登録旅行業第1037号

国内旅行業務取扱管理者：鈴木 純一